

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率

	平成 8 年 12 月 27 日	大蔵省、厚生省、告示第 5 号
改正	平成 9 年 12 月 26 日	農林水産省、通商産業省、告示第 7 号
改正	平成 10 年 12 月 28 日	農林水産省、通商産業省、告示第 4 号
改正	平成 11 年 12 月 16 日	農林水産省、通商産業省、告示第 12 号
改正	平成 12 年 12 月 27 日	農林水産省、通商産業省、告示第 9 号
改正	平成 13 年 11 月 9 日	財務省、厚生労働省、告示第 9 号
改正	平成 13 年 11 月 9 日	環境省、厚生労働省、告示第 9 号
改正	平成 14 年 11 月 29 日	財務省、厚生労働省、告示第 7 号
改正	平成 15 年 12 月 10 日	環境省、厚生労働省、告示第 6 号
改正	平成 16 年 12 月 16 日	財務省、厚生労働省、告示第 6 号
改正	平成 18 年 1 月 30 日	環境省、厚生労働省、告示第 6 号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十一条第二項第二号ロの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率を次のように定め、平成九年四月一日から適用する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率は、次の表の左欄に掲げる特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する同表の中欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

特定分別基準適合物	業 種	率
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。)第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の右欄のイに掲げる業種	100分の94.34
	規則別表第二の一の項の右欄のロに掲げる業種	100分の93.25
	規則別表第二の一の項の右欄のハに掲げる業種	100分の93.26
	規則別表第二の一の項の右欄のニに掲げる業種	100分の99.30
	規則別表第二の一の項の右欄のホに掲げる業種	100分の98.79
	規則別表第二の一の項の右欄のヘに掲げる業種	100分の99.33
規則第四条第二号に規定する分別規準適合物	規則別表第二の二の項の右欄のイに掲げる業種	100分の98.07
	規則別表第二の二の項の右欄のロに掲げる業種	100分の87.68
	規則別表第二の二の項の右欄のハに掲げる業種	100分の95.90
	規則別表第二の二の項の右欄のニに掲げる業種	100分の95.09

規則第四条第三号に規定する 分別規準適合物	規則別表第二の二の項の 右欄のホに掲げる業種	1 0 0 分の 9 7 . 9 1
	規則別表第二の二の項の 右欄のヘに掲げる業種	1 0 0 分の 9 9 . 9 3
	規則別表第二の三の項の 右欄のイに掲げる業種	1 0 0 分の 9 7 . 1 1
	規則別表第二の三の項の 右欄のロに掲げる業種	1 0 0 分の 9 1 . 0 2
	規則別表第二の三の項の 右欄のハに掲げる業種	1 0 0 分の 9 5 . 0 5
	規則別表第二の三の項の 右欄のニに掲げる業種	1 0 0 分の 9 9 . 4 3
	規則別表第二の三の項の 右欄のホに掲げる業種	1 0 0 分の 9 9 . 2 9
	規則別表第二の三の項の 右欄のヘに掲げる業種	1 0 0 分の 9 9 . 7 3
規則第四条第四号に規定する 分別規準適合物	規則別表第二の四の項の 右欄のイに掲げる業種	1 0 0 分の 9 5 . 8 1
	規則別表第二の四の項の 右欄のロに掲げる業種	1 0 0 分の 9 1 . 1 3
	規則別表第二の四の項の 右欄のハに掲げる業種	1 0 0 分の 8 6 . 0 3
	規則別表第二の四の項の 右欄のニに掲げる業種	1 0 0 分の 9 4 . 6 5
	規則別表第二の四の項の 右欄のホに掲げる業種	1 0 0 分の 9 9 . 5 0
	規則別表第二の四の項の 右欄のヘに掲げる業種	1 0 0 分の 9 8 . 8 1
	規則別表第二の四の項の 右欄のトに掲げる業種	1 0 0 分の 9 9 . 2 5
	規則別表第二の四の項の 右欄のチに掲げる業種	1 0 0 分の 9 9 . 1 1
規則第四条第五号に規定する 分別規準適合物	規則別表第二の五の項の 右欄のイに掲げる業種	1 0 0 分の 8 8 . 1 5
	規則別表第二の五の項の 右欄のロに掲げる業種	1 0 0 分の 8 3 . 5 4
	規則別表第二の五の項の 右欄のハに掲げる業種	1 0 0 分の 9 1 . 1 0
規則第四条第六号に規定する 分別規準適合物	規則別表第二の六の項の 右欄のイに掲げる業種	1 0 0 分の 9 7 . 4 0
	規則別表第二の六の項の 右欄のロに掲げる業種	1 0 0 分の 9 5 . 5 2
	規則別表第二の六の項の 右欄のハに掲げる業種	1 0 0 分の 9 8 . 6 9
	規則別表第二の六の項の 右欄のニに掲げる業種	1 0 0 分の 8 8 . 3 5
	規則別表第二の六の項の 右欄のホに掲げる業種	1 0 0 分の 9 8 . 9 6
	規則別表第二の六の項の 右欄のヘに掲げる業種	1 0 0 分の 9 4 . 1 5
	規則別表第二の六の項の 右欄のトに掲げる業種	1 0 0 分の 9 9 . 2 7
	規則別表第二の六の項の 右欄のチに掲げる業種	1 0 0 分の 9 8 . 9 0

(注) 表中「率」は平成18年4月1日より適用されます。